

J R 東海労幹関西地「発」第16号
2021年 5月19日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

鳥飼事業所における「自宅待機」に関する緊急申し入れ

5月10日、鳥飼事業所において「緊急事態宣言に関する対応について」と題する掲示が掲出された。

掲示は、5月6日からの臨時列車運休により、業務量の大幅な減少が見込まれるため、「自宅待機」を指示するという内容である。

掲示には、業務上の必要性により、自宅待機を命じた日に、出勤を指示することがあることと、自宅待機中の課題については、前回同様の取り扱いとすることが掲載されている。

「自宅待機」は休業として雇用調整助成金を受給している。従って、休業である「自宅待機」に、出勤を指示することができない。谷岡鳥飼事業所副所長も「就労の義務はない」と明言している。また、休業である「自宅待機」に、業務指示によって課題を課して提出させることはできない。

よって、以下のとおり申し入れるので早急に団体交渉を開催すること、

記

1. 鳥飼事業所において、休業である「自宅待機」に出勤を指示するとして、課題提出を指示している。休業である「自宅待機」に業務指示がだせないにもかかわらず、何を根拠に業務指示をだしているのか明らかにすること。
2. 鳥飼事業所において、休業である「自宅待機」に出勤と課題提出の業務指示はだせないにもかかわらず業務指示をだしている。よって、出勤と課題提出の業務指示を撤回し、自宅での拘束と課題を課して提出を強要することはやめること。また、休業である「自宅待機」に業務指示をだしたことについて謝罪すること。
3. 鳥飼事業所の交検パートに「自宅待機」および「勤務免除」を実施すること。

以上